

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置等を講ずるとともに、農林漁業体験民宿業について登録制度を実施すること等を通じてその健全な発達を図ることにより、主として都市の住民が余暇を利用して農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他農林漁業に対する理解を深めるための活動のための基盤の整備を促進し、もってゆとりのある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に寄与することを目的とすること。（第一条関係）

二 定義

- （一）「農村滞在型余暇活動」とは、主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動をいうものとする。こと。（第二条第一項関係）
- （二）「山村・漁村滞在型余暇活動」とは、主として都市の住民が余暇を利用して山村又は漁村に滞在しつつ行う森林施業又は漁ろうの体験その他林業又は漁業に対する理解を深めるための活動をいうもの

とすること。（第二条第二項関係）

（三）「農用地等」とは、農業振興地域の整備に関する法律第三条第一号から第三号までに掲げる土地をいうものとする。こと。（第二条第三項関係）

（四）「農作業体験施設等」とは、農作業の体験施設その他農村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設であって農林水産省令で定めるものをいうものとする。こと。（第二条第四項関係）

（五）「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業であって、農林漁業者又はその組織する団体が行うものをいうものとする。こと。（第二条第五項関係）

第二 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置等

一 地域

第二に定める措置は、次に掲げる要件に該当する地域について講じられるものとする。こと。（第三条関係）

1 農用地等が当該地域内の土地の相当部分を占め、かつ、良好に保全されていること。

- 2 当該地域において農用地その他の農業資源と周囲の環境とが一体となって良好な農村の景観を形成していると認められること。
- 3 当該地域の自然的経済的社会的諸条件からみて、当該地域を含む農村地域の振興を図るため、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進することが相当であると認められること。
- 4 当該地域が農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された農業振興地域内にあること。

二 基本方針

- (一) 都道府県知事は、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。 （第四条第一項関係）
- (二) 基本方針においては、次に掲げる事項について、三の（一）の市町村計画の指針となるべきものを定めるものとする。 （第四条第二項関係）
 - 1 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項
 - 2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区（以下

「整備地区」という。)の設定に関する事項

3 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項

4 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項

(三) 都道府県知事は、基本方針においては、(二)に掲げる事項のほか、整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて行うことが必要と認められる山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項を併せて定めることができるものとする。 (第四条第三項関係)

(四) 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならないものとする。 (第四条第四項関係)

三 市町村計画

(一) 市町村は、基本方針に基づき、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する計画(以下「市町村計画」という。)を作成することができるものとする。 (第五条第一項関係)

(二) 市町村計画においては、次に掲げる事項を定め 1 するものとする。 (第五条第二項関係)

- 1 整備地区の区域
- 2 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針
- 3 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項
- 4 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項

(三) 市町村は、整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を図ることが必要と認められる場合には、市町村計画において、(二)に掲げる事項のほか、山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項を併せて定めることができるものとする。 (第五条第三項関係)

(四) 市町村は、市町村計画を作成しようとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならないものとする。 (第五条第四項関係)

四 協定

(一) 市町村計画に定められた整備地区内の土地所有者等は、農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るため、全員の合意により、土地利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、当該協定が適当である旨の市町村長の認定を受けることができるものとする。こと。（第六条第一項及び第五項関係）

(二) 協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。こと。（第六条第二項関係）

- 1 協定の対象となる土地の区域（以下「協定区域」という。）
- 2 農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項
- 3 協定に違反した場合の措置、協定の有効期間その他必要な事項

(三) 協定区域は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。こと。（第六条第三項関係）

- 1 相当規模の一団の土地の区域であること。
- 2 農用地等が当該協定区域内の土地の大部分を占めていること。

(四) 協定においては、(二)に掲げる事項のほか、市町村計画に定められた整備地区内にある土地のうち、協定区域に隣接した土地であって、協定区域の一部とすることにより当該協定の目的の達成に資

するものとして協定区域の土地となることを当該協定区域内の土地所有者等が希望するもの(以下「協定区域隣接地」という。)を定めることができるものとする。 (第六条第四項関係)

(五) 協定の認定の公告のあった後いつでも、協定区域内の土地所有者等となった者又は協定区域隣接地の区域内の土地所有者等は、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、協定に参加することができるものとする。 (第十条第一項関係)

(六) 認定を受けた協定に係る協定区域内の一団の農用地等 (農業振興地域の整備に関する法律第三条第四号に掲げる土地を含む。) の所有者は、市町村に対し、当該農用地等の区域を農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号の農用地区域として定めるべきことを要請することができるものとする。とともに、当該要請に基づいて市町村が農用地区域を定める場合には、農業振興地域の整備に関する法律第十一条の規定による公告、縦覧等の手続を省略するものとする。 (第十一条関係)

五 農作業体験施設等の整備に関する計画の認定

市町村計画を作成した市町村は、農業者の組織する団体から、その作成した整備地区における農作業体験施設等の整備に関する計画が適当である旨の認定の申請があった場合において、その計画が市町村

計画に適合したものであると認めるときは、その計画が適当である旨の認定をするものとする。 (第十二条関係)

六 資金の確保

国及び地方公共団体は、五の認定を受けた団体又はその構成員が当該認定に係る計画に従って農作業体験施設等を整備するのに必要な資金の確保又は融通のあつせんに努めるものとする。 (第十三条関係)

七 国等の援助

国及び地方公共団体は、市町村計画の達成に資するため、市町村計画の実施に必要な事業を行う者等に対する助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。 (第十四条関係)

八 農業生産の基盤の整備及び開発等の推進に当たっての配慮

国及び地方公共団体は、整備地区において農業生産の基盤の整備及び開発、農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備等を推進するに当たっては、市町村計画の達成に資するよう配慮するものとする。 (第十五条関係)

第三 農林漁業体験民宿業の健全な発達を図るための措置

一 全国農林漁業体験民宿業協会の指定等

(一) 農林水産大臣は、利用者の利便を増進し、及び地域の農林漁業との調和を確保する見地から農林漁業体験民宿業の健全な発達を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であって、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限って、全国農林漁業体験民宿業協会（以下「全国協会」という。）として指定することができるものとする。 （第十六条第一項及び第十七条第一項関係）

- 1 二の（一）の適正営業規程を作成すること。
- 2 農林漁業体験民宿業を営む者（以下「農林漁業体験民宿業者」という。）について、二の（一）の適正営業規程に係る登録を行うこと。
- 3 農林漁業体験民宿業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 4 農林漁業体験民宿業に関する調査研究を行うこと。

(二) 全国協会は、農林水産大臣の承認を受けて、（一）の2の業務のうち登録の受付け、登録に必要な

調査等の業務を、営利を目的としない法人であって、三の農林漁業体験民宿業団体を直接又は間接の構成員とするものに委託することができるものとする。 (第十七条第三項関係)

二 適正営業規程に係る農林漁業体験民宿業者の登録

(一) 全国協会は、農林漁業体験民宿業に係る営業方法に関し少なくとも次に掲げる事項を内容とする規程 (以下「適正営業規程」という。) を定め、農林水産大臣の認可を受けるものとする。 (第二十一条第一項関係)

1 役務の内容に関する事項

2 地域の農林漁業者との調整に関する事項

(二) 全国協会は、農林漁業体験民宿業者から (一) の認可を受けた適正営業規程に従って営業を行おうとする旨の申出があったときは、その者について登録を行うことができるものとする。 (第二十三条第一項関係)

(三) (二) の登録を受けた者は、農林漁業体験民宿業に係る宿泊施設ごとに、その見やすい場所に、全国協会が農林水産大臣の承認を得て定める様式の標識を掲示するものとする。 (第二十三条第二

項関係)

(四)(二)の登録を受けていない者は、(三)の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならないもの
とすること。(第二十三条第四項関係)

三 農林漁業体験民宿業団体の指定

都道府県知事は、農林漁業体験民宿業者を直接又は間接の構成員とする営利を目的としない法人であ
って、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、農林
漁業体験民宿業団体として指定することができるものとする。 (第二十四条及び第二十五条関係)

- 1 農林漁業体験民宿業の適正な運営を確保するための構成員に対する指導を行うこと。
- 2 農林漁業体験民宿業と地域の農林漁業との調和を確保するための調整を推進すること。
- 3 農林漁業体験民宿業に関する利用者の苦情を処理すること。

四 国の援助

国は、利用者の利便を増進し、及び地域の農林漁業との調和を確保する見地から農林漁業体験民宿業
の健全な発達を図るため必要な援助に努めるものとする。 (第二十九条関係)

第四 その他

- (一) 農林水産省令への委任、罰則等に関し所要の規定を設けること。(第三十条、第三十一条等関係)
- (二) この法律の施行期日は平成七年四月一日とすること及び農林水産省設置法について所要の改正を行うものとする。 (附則関係)